

船舶事故等調査報告書

平成21年10月1日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2009門第31号	
事故等種類	乗揚	
発生日時	平成21年1月12日 15時30分ごろ	
発生場所	福岡県苅田町苅田港東防波堤灯台から真方位205° 1,140m付近 (概位 北緯33° 47.3′ 東経131° 00.5′)	
事故等調査の経過	平成21年2月19日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報		
船種船名、総トン数	引船 第六 ^{めいゆう} 明祐、19トン	
船舶番号、船舶所有者等	260-43973兵庫、有限会社新鹿島海運（船舶借受人）	
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士	
死傷者等	なし	
損傷	両舷プロペラ曲損	
事故等の経過	本船は、船長ほか1人が乗り組み、最深喫水約2.4mで、苅田港において工事現場で土運船を押し、機関を前、後進にかけて船体姿勢を制御中、平成21年1月12日15時30分ごろ、両舷プロペラが海底に抵触し船尾に衝撃を生じた。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南西、風力 2、視界 良好 海象：潮汐 下げ潮の末期	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし 防波堤を崩して土運船に土石を積載する際、土石の一部が海中に散乱して水深が変化したものと考えられるが、船長はこのことに気付かなかつたものと考えられる。 本船は、海中に散乱した土石にプロペラが抵触した可能性があると考えられる。
原因	本事故は、本船が苅田港において、船体姿勢を制御中、工事によって海中に散乱した土石による水深の変化に気付かなかつたため、プロペラが海底の土石に抵触したことにより発生した可能性があると考えられる。	